

学生・保護者の皆様へ

千葉職業能力開発短期大学校

家計が急変した学生等（新型コロナウイルスの影響含む）に対する授業料等の減免について

予測できない事由（下記3参照）により家計が急変した学生等の経済的負担を軽減するために、下記のとおり授業料等の減免支援を行います。

該当する可能性があり、また支援を希望される場合は担当職員にご相談ください。

## 記

## 1 減免対象範囲

対象範囲は所属している課程の「授業料」及び「入校料」であること。

※施設設備費や実習費として別に徴収されているものは含まれないこと。

## 2 対象者

イ 予測できない事由（下表左欄）により家計が急変し、新たに授業料減免制度の対象要件を満たすこととなった方

ロ 現在授業料減免制度の第Ⅱ区分、第Ⅲ区分による支援を受けている方で、予測できない事由により更に収入が減少し、支援区分が変更になる方

## 3 家計急変の事由

申請時には右欄に掲げる証明書類の提出が必要となること。

このほか、申請に必要な書類については、担当職員に問い合わせること。

事由	証明書類
A：生計維持者の一方（又は両方）が <b>死亡</b>	下記のいずれか ・戸籍謄本（抄本） ・住民票（原本）（死亡日記載）
B：生計維持者の一方（又は両方）が <b>事故又は病気</b> により、半年以上、就労が困難	・医師による診断書（原本） 及び ・雇用主による病気休職に係る証明書（「休職証明書」【様式1別紙3】）（原本）
C：生計維持者の一方（又は両方）が <b>失職</b> （非自発的失業（※）の場合に限る。）	下記のいずれか ・雇用保険被保険者離職票（写し） ・雇用保険受給資格者証（写し）
D：生計維持者が <b>震災、火災、風水害等に被災</b> した場合であって、次のいずれかに該当 ① 上記A～Cのいずれかに該当 ② 被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生 ※東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨及び令和元年台風19号で被災した職業訓練受講者の方に対する支援措置としての授業料等免除を利用する場合は申請対象となりません。	・罹災証明書（写し）

事由	証明書類
<p>新型コロナウイルス感染症に係る影響により家計が急変した場合であって、上記のAからCの事由に該当しない場合は、上記Dの事由とみなして取り扱います。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に係る影響による収入減少があった者を支援対象とする公的支援の受給証明書（※別紙のとおり）</p> <p>上記証明書を提出することができない場合は、公的支援の証明書を提出できない場合の申告書を提出してください。（減少する前の1か月分の収入を証明する書類等を併せて提出してください。）</p>

※上記の要件のほか、家計急変後の所得の状況を踏まえた収入基準、学業成績等の要件を満たす必要があります。

#### 4 申請時期

急変事由発生年月	減免申請締切	支援（減免）の開始月
R2.6月以前	至急ご相談ください	
R2.7月	R2.10.9	R2.11月
R2.8月	R2.11.10	R2.12月
R2.9月	R2.12.10	R3.1月
R2.10月	R3.1.8	R3.2月
R2.11月	R3.2.10	R3.3月
R2.12月	R3.3.10	R3.4月
R3.1月	R3.4.9	R3.5月
R3.2月	R3.5.10	R3.6月
R3.3月	R3.6.10	R3.7月

#### 5 申請先

- 【千葉キャンパス】千葉職業能力開発短期大学校千葉校 学務援助課  
〒260-0025 千葉県千葉市中央区問屋町2-25  
電話043-242-4192
- 【成田キャンパス】千葉職業能力開発短期大学校成田校 学務援助課  
〒286-0045 千葉県成田市並木町221-20  
電話：0476-22-4351

#### 6 結果の通知

申請書類等を審査の上、免除の承認又は不承認の通知をいたします。

なお、審査の結果、不承認または一部免除となった場合で、授業料が未納である場合は、当校が指定する期日までに振り込んでいただくことになりますので、ご了承願います。

#### 7 継続時の取扱い

申請が承認され、また長期にわたり当該制度により支援を受ける場合は、3か月毎に継続願を提出する必要があります。

#### 8 支援開始時期

随時（急変事由発生から4か月目以降）

※上記3のすべての事由において、申請前に担当者に事前にご相談ください。

(参考 被災時の罹災証明書に代わるものの例)

	制度名	主な実施機関	備考
1	新型コロナウイルス感染症特別貸付 小規模事業者経営改善資金(新型コロナウイルス対策マル経融資)	日本政策金融公庫	事業主の方向け
2	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 生活衛生改善貸付(新型コロナウイルス対策衛経) 新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付	日本政策金融公庫	事業主の方向け
3	危機対応融資	商工組合中央金庫 日本政策投資銀行	事業主の方向け
4	セーフティネット保証 4号 セーフティネット保証 5号 危機関連保証	信用保証協会	事業主の方向け
5	小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付	(独)中小企業基盤整備機構	事業主の方向け
6	小学校休業等対応支援金(委託を受ける個人向け)	都道府県労働局	
7	緊急小口資金 総合支援資金(生活費)	社会福祉協議会	
8	厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予	厚生労働省 日本年金機構	事業主の方向け
9	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予	地方公共団体	
10	国税・地方税の納付猶予	国税庁 地方公共団体	